

# シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

## 可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ第2回

取調べの可視化実現大阪本部

### ● 徐々に拡大する取調べ録画

検察庁は、平成 18 年、裁判員裁判における被疑者供述の任意性立証を目的に、検察官による被疑者取調べの一部録画を始め、その後、録画対象範囲を徐々に拡大してきた。平成 24 年 11 月以降、被疑者取調べ録画の試行対象は、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題のある被疑者等に関する事件、精神障害による責任能力減退・喪失の疑いある被疑者に関する事件、検察庁独自捜査事件の 4 類型となっている。また、試行開始当初は、検察官調書を読み聞かせる場面の録画にほぼ限定されていたが、現在は、被疑者の取調べ入室から退室までの全過程録画が定着しつつある。

他方、警察の被疑者取調べ録画は現在、裁判員裁判対象事件と、知的障害等によりコミュニケーション能力に問題のある被疑者等の事件に限られ、原則として捜査官が選択した場面のみの一部録画にとどまる。ただし、注目すべき傾向として、逮捕直後の弁解録取の場면을録画する例が多い模様である（2013 年 7 月 31 日・警察庁発表「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」）。

### ● 取調べ録画の証拠価値——補助証拠から実質証拠へ

従来、取調べ録音・録画記録は、被疑者供述調書の任意性・信用性に関する補助証拠との理解が一般的だったが、近年の裁判員裁判では、事実認定に関する実質証拠に用いる例がみられる。報道によれば、平成 24 年 7 月のさいたま地裁・傷害致死被告事件では、暴行状況に関する被疑者供述を記録した取調べ映像が証拠採用され、有罪判決の根拠とされた。また、平成 24 年 12 月の東京地裁・殺人被告事件では、取調べ映像上の被疑者供述を根拠に殺意を否定した。現行刑法上、取調べ録画映像を、供述の任意性・信用性に関

する補助証拠に限定するのは困難であり、検察庁も近年、取調べ録画映像を実質証拠として積極活用する方針を示している。今後、同様の例が増えるものと予想される。

### ● 取調べ録画の証拠能力

現時点では、取調べ録画に記録された被疑者供述の証拠能力を論ずる最高裁の判断はないが、被疑者の犯行再現状況に関する写真撮影報告書の証拠能力について判示した最高裁平成 17 年 9 月 27 日決定が参考となる。同決定は、被疑者の犯行再現状況に関する写真の実質的要証事実を、再現された犯罪事実の存在、つまり実質証拠と解し、証拠能力を具備するためには、刑訴法 321 条 3 項及び 322 条 1 項の要件を満たすべきと述べた（ただし、犯行再現状況を記録した写真への署名押印は不要とする）。この判旨を敷衍すると、被疑者取調べ録画映像も、署名押印を除く刑訴法 322 条 1 項の要件を満たせば、実質証拠としての証拠能力を有することとなりそうである。

### ● 取調べ全過程の録画を見据えた弁護実践の必要性

従来の刑事弁護では、被疑者供述の証拠化を防ぐため、黙秘権行使と供述調書への署名押印拒否が用いられてきた。ところが、取調べ全過程録画が実現すれば、すべての供述調書の署名押印を拒否しても、捜査段階の供述が如実に記録され、実質証拠として証拠化される可能性が高まる。しかも、供述調書に比して取調べ官の恣意が介在し難いため、一般的に高い証拠価値が認められよう。このように、取調べ状況及び被疑者段階の供述が忠実に記録され、証拠化される可能性を前提に、刑事弁護の実践において留意すべきポイントは何か。次回以降、具体的なケースの検討を通じて追求してみたい。